

学術運営委員会、分科会および研究部会関連規程

平成 25 年 1 月 26 日理事会決定

[学術運営委員会の設置]

第1条 理事会に学術運営委員会を設置する。

[学術運営委員会の構成]

第2条 学術運営委員会は、会長、副会長、常務理事、欧文誌編集委員長、和文誌編集委員長、学術講演会実行委員長、シンポジウム実行委員長、生物系および非生物系の理事若干名、会長の指名する会員若干名で構成し、委員長は副会長があたる。

2. 必要に応じて、会員を参加させることができる。

[学術運営委員会の任務]

第3条 学術運営委員会は、学会の学術活動全般を掌握し、長期的展望のもとに学会の事業全般にわたってその進むべき方向を明示する上で、学術面においてその中心的な役割を果たすことを任務とする。学術運営委員会は、顕微鏡科学ならびに関連する学術分野の継続的かつ新たな発展と振興を図ることによって、学会の活性化ならびに発展を促進するために、下記の企画・提案・検討を行なう。

1. 学術講演会やシンポジウムのあり方、分科会や研究部会のあり方に対する明確な方向付け。具体的には、例えば、宿題シンポジウム、連合シンポジウムなどの企画の提案。
2. さらに、
 - ①会員、会員外を対象としたゼミナール・講習会・見学会の開催の検討や提案。
 - ②啓発的・教育的見地からの学術活動の企画、印刷物などの出版の企画・発行。
 - ③その他、学会の発展に必要な企画および境界領域の研究促進、などの検討。
3. 分科会、研究部会の統括
 - ①分科会、研究部会の新設・廃止・合併・継続、責任者の承認に関しては、学術運営委員会の審議に基づき、理事会がこれを承認する。
 - ②その他、分科会、研究部会に関する重要事項の企画と検討。

[学術運営委員会の財政]

第4条 学術運営委員会の活動資金は公益目的事業資金をもって充てる。

[分科会の設置]

第5条 学術運営委員会のもとに、複数の分科会を設置する。分科会設置の方針は学術運営委員会において決定する。

[分科会の任務]

第6条 分科会は、顕微鏡科学ならびに関連する学術分野における研究テーマのうち、継続的・普遍的・基盤的研究テーマに取り組む。

2. 上記の活動を通じて、研究成果を広く会員に還元すると共に会員の拡大に努め、学会の活性化を図る。

[分科会の設立と構成]

第7条 学会が取り扱う研究分野を網羅したうえで分野に分割し、分野ごとに必要に応じて分科会を設立する。分科会の設立の仕方については、附則において別に定める。

2. 分科会は、提出された申請書により運営委員会の審議に基づき、理事会がその設立を承認する。
3. 分科会の継続期間に対する制限はつけないが、5年ごとに見直しを行なうこととする。ただし、申請・許可は1年ごとに行なう。
4. 設立を承認された分科会は、幹事を若干名置き、責任者を互選する。
5. 責任者の任期は2年とするが、再任は妨げない。ただし、5年を越えて引き続き責任者の任を継続することはできない。
6. 幹事ならびに責任者は原則として学会員に限る。

[研究部会の設置]

第8条 学術運営委員会のもとに、複数の研究部会を設置する。研究部会設置の方針は学術運営委員会において決定する。

[研究部会の任務]

第9条 研究部会は、顕微鏡科学ならびに関連する学術分野における研究テーマのうち、トピックス的・ad hoc的研究テーマに取り組む。

2. 上記の活動を通じて、研究成果を広く会員に還元すると共に会員の拡大に努め、学会の活性化を図る。

[研究部会の設立と構成]

第10条 研究部会は、あらかじめ学術運営委員会が採択件数を決めた上で、毎年公募する。

2. 研究部会は、提出された申請書により学術運営委員会の審議に基づき、理事会がその設立を承認する。
3. 研究部会の期間は1年とするが、継続も認める。ただし、原則として3年継続を限度とする。
4. 設立を承認された研究部会は、幹事を若干名置き、責任者を互選する。
5. 幹事ならびに責任者は原則として学会員に限る。

[分科会、研究部会への参加]

第11条 一般会員の参加、成果利用を容易にするため、年度始めに各分科会、各研究部会は年間計画を会報、ホームページなどにより広く会員に広報する。

2. 開催プログラムや活動内容、活動計画などは、随時、会報、ホームページ、その他の手段により広く会員に広報する。

[分科会、研究部会の成果]

第12条 各分科会、各研究部会で得られた研究成果は、学術講演会やシンポジウム、その他の学会諸行事の中で広く会員に公表することが望ましく、可能な限り欧文誌、和文誌に投稿・寄稿してその成果を広く会員に還元する。

[活動報告書の提出]

第13条 各分科会、各研究部会は、年度終了時に、定められた内容と様式に従って、1年間の活動状況を学術運営委員会に報告する。

2. 分科会、研究部会が継続の場合には、この報告書の提出を承認の要件とする。

[分科会、研究部会の財源]

第14条 分科会、研究部会の活動資金は、公益目的事業資金以外は参加者が負担する。

[学術運営委員会・分科会・研究部会責任者合同会議]

第15条 各分科会責任者ならびに各研究部会責任者相互間と学術運営委員会との連絡のため、合同会議を適宜開催する。

附則

1. 分科会の設立の仕方について

(1)以下の三つの方法のいずれかとする。

①理事会(学術運営委員会)が各分科会の世話人(責任者)を指名する(公募制をとらない)。

②理事会(学術運営委員会)が決めたテーマ(研究分野)に対して募集をする。

③上記①、②とは関係なく公募する。

理事会(学術運営委員会)は、上記のうち、どの方法を採用するか(①のみか、①と②の併用か、あるいは①と②と③の併用かなど)をあらかじめ決めた上で指名、または募集をする。

(2)この分科会組織を利用して、政府からの大型の研究プロジェクトを獲得できるように、学会(理事会)として努力することが望ましい。その実行の中核となる組織として学術運営委員会を位置付ける必要がある。

2. 分科会、研究部会の設立・継続の申請書ならびに年間活動報告書の様式と内容については、別に定める。特に、年間活動報告に当たっては自己点検評価および学術運営委員会による点検評価を実施する。

3. この規程は、平成25年1月27日から施行する。

4. 「学術運営委員会および研究部会関連内規」は、本改訂案施行後、廃止する。